

○芦屋市都市公園条例

昭和40年7月27日

条例第13号

注 平成16年3月26日条例第14号から条文注記入る。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 都市公園及び公園施設の設置及び管理（第2条—第11条）

第2章の2 工作物等の保管の手續等（第11条の2—第11条の6）

第3章 雑則（第12条—第16条）

第4章 罰則（第17条・第18条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定められるもののほか、都市公園及び公園施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（平24条例44・一部改正）

第2章 都市公園及び公園施設の設置及び管理

（平24条例44・改称）

（設置、区域の変更及び廃止の公告）

第2条 法第2条第1項の規定に基づき、本市が設置する都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 都市公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は、当該都市公園の名称、所在地、区域、その他必要と認める事項を公示しなければならない。

（都市公園の設置基準）

第2条の2 法第3条第1項の規定により定める市の区域内に都市公園を設置する場合の市民1人当たりの敷地面積の標準は、11平方メートル以上とする。

2 次に掲げる都市公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて都市公園の分

布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げる都市公園の配置及び規模の基準に適合するように行うものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような敷地面積とする。

3 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例44・追加)

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項の規定により定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、1

00分の2とする。ただし、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設ける場合その他の規則で定める特別の場合においては、100分の20の範囲内で規則で定める割合を限度としてこれを超えることができる。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の規定により定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

（平24条例44・追加、平29条例35・一部改正）

（行為の禁止）

第3条 都市公園においては、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹、植物を採集し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) たき火その他危険な行為をすること。
- (5) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 汚物又は廃物を捨てること。
- (9) 風紀を乱し、その他都市公園の利用者に迷惑を掛けること。

（平21条例24・一部改正）

（行為の制限）

第4条 都市公園において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行すること。
- (4) 集会し、又は示威行進をすること。
- (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる限度において、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(平18条例15・平24条例44・一部改正)

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可にかかる行為については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理方法
- カ 工事の実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の時期
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の都市公園の占用の許可を受けようとするものは法に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(平17条例4・一部改正)

(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた者が、それらの事項の一部を変更しようとするときは、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(有料公園施設)

第9条 有料公園施設(市が管理する施設で有料で利用されるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。

(有料公園施設の利用)

第9条の2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の使用許可については、第4条第5項の規定を準用する。

(有料公園施設の供用日時)

第9条の3 有料公園施設の供用日時については、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する供用日時を変更することができる。

(平16条例32・全改)

(有料公園施設の使用許可の制限)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公共の秩序及び風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 伝染性の疾病にかかっていると認められるとき。
- (3) 保護者の同行しない幼児及び児童(小学校3年生まで)が水泳プールを利用しようとするとき。
- (4) その他市長が管理上支障があると認めたとき。

(使用料等)

第10条 法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 第15条第1項の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する有料公園施設に係る第9条の2の規定による許可を受けた者は、前項の使用料に代えて、当該有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

3 前項の利用料金は、指定管理者が、別表第4に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平16条例32・平17条例4・一部改正)

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

- (1) 第3条、第4条第1項、同条第3項又は第9条の2第1項の規定に違反してい

る者

- (2) 第6条の規定に基づく処分に違反している者
- (3) 第4条第5項又は第9条の2第2項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項若しくは同条第3項又は第9条の2第1項の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項又は第3項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 市長は、都市公園の管理上必要と認める事項について報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ調査させ、若しくは検査させることができる。

(平19条例3・一部改正)

第2章の2 工作物等の保管の手続等

(平17条例4・追加)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項

(平17条例4・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わな

ければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、芦屋市公告式条例（昭和25年芦屋市条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第11条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、公示の日から起算して6月間、工作物等の一覧を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

（平17条例4・追加）

（工作物等の価額の評価の方法）

第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（平17条例4・追加）

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第11条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（平17条例4・追加）

（工作物等を返還する場合の手続）

第11条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式

による受領書及び法第27条第9項に規定する費用と引換えに行うものとする。

(平17条例4・追加)

第3章 雑則

(届出)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(平17条例4・平24条例44・一部改正)

(使用料等の減免)

第13条 市長は、法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者がその責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定は、第9条の2の許可を受けた者に係る利用料金の全部又は一部を免除する場合に準用する。この場合において、同項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「その他市長が必要と認める場合においては」とあるのは「又は市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と、「使用料」とあ

るのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(平16条例32・平17条例4・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平17条例4・一部改正)

(管理の代行等)

第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、有料公園施設(芦屋市総合公園については、有料公園施設以外の施設を含む。以下この条において同じ。)の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (2) 有料公園施設の運営に関する業務
- (3) 有料公園施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、有料公園施設の運営又は維持管理上市長が必要があると認める業務

3 第1項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第9条の2第1項(同条第2項において準用する第4条第5項の規定を含む。)、第9条の3第2項及び第9条の4第4号の規定の適用については、第9条の2第1項及び第9条の4第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の3第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

(平16条例32・全改、平17条例39・一部改正)

(補則)

第16条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

(罰則)

第17条 第11条第1項又は第2項(第14条において準用する場合を含む。)の

規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

- 2 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか法人又は人に対しても各本条に従って処罰する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（芦屋庭球場設置並びに使用条例の廃止）

- 2 芦屋庭球場設置並びに使用条例（昭和30年芦屋市条例第15号）は、廃止する。

（経過規定）

- 3 この条例の施行の際、現に権限に基づいて都市公園において、第4条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権限に基づいて、なお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により当該行為をすることについて、同項の許可を受けたものとみなす。

附 則（昭和41年7月2日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年5月31日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年5月1日から適用する。

付 則（昭和44年10月4日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月1日から適用する。

付 則（昭和45年3月10日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年5月20日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

付 則（昭和46年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則（昭和47年11月14日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

付 則（昭和48年3月24日条例第9号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年11月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年5月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年10月6日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則（昭和53年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年3月24日条例第9号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年10月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3、1公園施設を設ける場合および同表2公園施設を管理する場合にかかる改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年7月15日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和58年4月1日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則（昭和59年6月25日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則（昭和60年3月30日条例第10号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年3月31日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則（昭和63年5月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成元年4月1日条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則（平成2年4月16日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月11日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第14号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月20日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月28日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
 - (1) 別表第3の使用料の改正規定（駐車場に係る使用料の改正規定を除く。） 平成10年4月1日
 - (2) 別表第2の改正規定及び別表第3の駐車場に係る使用料の改正規定 平成10年5月1日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則（平成10年9月28日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 別表第3の3有料公園施設を利用する場合の運動場に係る使用料の改正規定
平成10年11月1日

(2) 別表第3の3有料公園施設を利用する場合の庭球場に係る使用料の改正規定
平成10年12月1日

(3) 別表第3の2公園施設を管理する場合の使用料の改正規定並びに別表第3の3有料公園施設を利用する場合の野球場及び芝生広場に係る使用料の改正規定
平成11年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則（平成11年3月19日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第12号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日条例第23号）

この条例は、平成13年10月30日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第12号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日条例第13号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第14号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現に改正前の芦屋市都市公園条例第15条第1項の規定により、管理を委託している施設（海浜公園有料公園施設を除く。）の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月8日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の芦屋市都市公園条例第15条第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる日前に市長がした使用の許可は、同日以後指定管理者がした使用の許可とみなす。

附 則（平成18年3月24日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の都市公園を占有する場合の使用料については、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例別表第4 5 都市公園を占有する場合の表の規定にかかわらず、同表中「3, 624円」とある

のは「3,462円」と、「2,424円」とあるのは「2,322円」と、「1,824円」とあるのは「1,752円」と、「1,224円」とあるのは「1,182円」と、「2,472円」とあるのは「2,346円」と、「252円」とあるのは「240円」と、「504円」とあるのは「474円」と、「1,236円」とあるのは「1,188円」とする。

附 則（平成19年3月20日条例第3号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第16号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第36号抄）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第38号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第24号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日条例第38号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月24日条例第11号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第18号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第36号抄）

この条例は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第4条中芦屋市都市公園条例別表第2有料公園施設の表の改正規定、同条例別表第3供用日時の表の改正規定（朝日ヶ丘公園の項の改正部分に限る。）及び同条例別表第4 3有料公園施設を利用する場合の表の改正規定（朝日ヶ丘公園の項の改正部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第44号）

この条例は、平成25年2月1日から施行する。ただし、目次、第1条及び第2章の章名の改正規定並びに第2条の次に2条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日条例第28号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第3供用日時の表の改正規定（東浜公園、西浜公園の項の改正部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第52号）

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平28条例1・一部改正）

附 則（平成28年2月15日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第35号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第43号）

この条例中第1条の規定は平成31年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

26 この条例の施行の際、改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。

別表第1（第2条関係）

（平16条例14・平17条例4・平18条例15・平19条例16・平19条例38・平21条例24・平21条例38・平23条例11・平24条例18・平24条例44・平26条例8・平27条例16・平30条例43・一部改正）

芦屋市都市公園の名称及び位置

名称	位置
奥池園地	芦屋市奥池南町1番402
ハイランド公園	〃 奥池南町1番1425
前山公園	〃 劔谷10番 13番 14番
朝日ヶ丘公園	〃 朝日ヶ丘町468番 469番
朝日ヶ丘西公園	〃 朝日ヶ丘町612番4
朝日ヶ丘北公園	〃 朝日ヶ丘町592番 593番 594番2
山麓公園	〃 朝日ヶ丘町176番
山芦屋公園	〃 山芦屋町39番
岩園公園	〃 岩園町366番
岩園北公園	〃 岩園町151番1
岩園天神公園	〃 岩園町53番 55番
岩ヶ平公園	〃 岩園町214番 254番
甲南公園	〃 岩園町270番
東山公園	〃 東山町358番
東山北公園	〃 東山町158番
東芦屋公園	〃 東芦屋町214番
三条公園	〃 三条町188番5 188番7
三条北公園	〃 三条町47番49 47番63
翠ヶ丘公園	〃 翠ヶ丘町5番26
親王塚公園	〃 親王塚町38番3
大原公園	〃 大原町206番

松ノ内公園	〃	松ノ内町44番
月若公園	〃	月若町49番1 49番2 49番2地先
楠公園	〃	楠町41番
上宮川公園	〃	上宮川町73番3～73番5 79番
前田公園	〃	前田町114番
清水公園	〃	清水町110番 157番 164番
春日公園	〃	春日町291番 292番
打出公園	〃	打出小槌町5番3
宮塚公園	〃	宮塚町95番
地藏公園	〃	宮塚町3番1 3番14～3番16 3番18 3番19 4番1 5番8
茶屋公園	〃	茶屋之町27番
大柵公園	〃	大柵町5番
公光公園	〃	公光町6番
業平公園	〃	公光町29番1
川西運動場	〃	川西町64番
川西南公園	〃	川西町121番
川西北公園	〃	川西町120番
津知公園	〃	津知町204番
津知北公園	〃	津知町206番
津知中公園	〃	津知町205番
津知南公園	〃	津知町207番
南宮公園	〃	南宮町82番
南宮浜公園	〃	南宮町169番 169番6 170番11
芦屋公園	〃	浜芦屋町22番 87番 松浜町56番 133番 134番
大東公園	〃	大東町69番
打出浜公園	〃	浜町120番1
呉川公園	〃	呉川町36番2

新浜公園	〃	新浜町 9 番 2
浜風東公園	〃	浜風町 1 3 番 3 5
浜風南公園	〃	浜風町 1 5 番 3 7
浜風北公園	〃	浜風町 3 番 1
海浜公園	〃	浜風町 2 番 1
東浜公園	〃	浜風町 6 番 1
高浜公園	〃	高浜町 7 番 1 4 4
芦屋中央公園	〃	若葉町 1 番
緑公園	〃	緑町 6 番 2 0
潮見東公園	〃	潮見町 1 番 2
潮見西公園	〃	潮見町 9 番 1
潮見南公園	〃	潮見町 1 2 番 6 3
西浜公園	〃	潮見町 2 番 1
陽光公園	〃	陽光町 4 番 2
芦屋市総合公園	〃	陽光町 1 0 番 1 ~ 1 0 番 4 1 4 番 ~ 1 7 番 2 1 番 2 6 番
親水中央公園	〃	南浜町 1 番 8 ~ 1 番 1 0 5 番 1 1
親水西公園	〃	南浜町 2 番 4 2 番 5 5 番 1 0
南浜公園	〃	南浜町 1 番 1 4 3
涼風西公園	〃	涼風町 1 番 2 0 6
涼風東公園	〃	涼風町 1 番 3 3 0
奥池緑地	〃	奥池南町 1 番 1 2 3 0 1 番 1 3 9 5 1 番 1 3 9 6 1 番 1 3 9 8 1 番 1 3 9 9 1 番 1 4 0 1 1 番 1 4 0 2 1 番 1 4 0 4 1 番 1 4 0 5 1 番 1 4 0 7 1 番 1 4 0 8 1 番 1 4 1 0 1 番 1 4 1 1 1 番 1 4 1 3 1 番 1 4 1 5 1 番 1 4 1 7

	1 番 1 4 1 9	1 番 1 4 2 0
	1 番 1 4 2 2	1 番 1 4 2 4
	1 番 1 4 2 7	1 番 1 4 2 8
	1 番 1 4 3 0	1 番 1 4 3 2
	1 番 1 4 3 3	1 番 1 4 4 4
	1 番 1 4 4 5	1 番 1 4 4 6
	1 番 1 4 4 8	1 番 1 4 4 9
	1 番 1 4 5 8	1 番 1 4 7 2
イモリ池緑地	〃	奥池南町 1 番 1 2 4 5
六麓荘緑地	〃	六麓荘町 1 3 9 番 1 0
六麓荘西緑地	〃	六麓荘町 1 9 4 番 1 9 6 番
朝日ヶ丘緑地	〃	朝日ヶ丘町 5 0 番 3 0 6 0 4 番
朝日ヶ丘南緑地	〃	朝日ヶ丘町 3 2 4 番 2
朝日ヶ丘遺跡緑地	〃	朝日ヶ丘町 8 1 番 4
朝日ヶ丘北緑地	〃	朝日ヶ丘町 4 2 8 番 3
朝日ヶ丘中緑地(1)	〃	朝日ヶ丘町 3 8 8 番 3
朝日ヶ丘中緑地(2)	〃	朝日ヶ丘町 3 8 8 番 2
朝日ヶ丘中緑地(3)	〃	朝日ヶ丘町 3 8 6 番 1 3
山手緑地	〃	山手町 6 7 番 1 ~ 6 7 番 3 2 7 8 番 2 7 9 番 1 2 7 9 番 2
山手南緑地	〃	山手町 1 6 2 番 2 5 1 6 2 番 2 7
芦屋川緑地	〃	山芦屋町地内
山芦屋北緑地	〃	山芦屋町 1 5 番 6
山芦屋遺跡緑地	〃	山芦屋町 2 3 番 1 4
仲ノ池緑地	〃	岩園町 3 2 0 番 1 ~ 3 2 0 番 3 3 2 1 番 1 ~ 3 2 1 番 4 3 9 5 番 1 3 9 5 番 2
岩園緑地	〃	岩園町 4 7 番 3 4 8 番 1 5 0 番 2
東芦屋緑地	〃	東芦屋町 1 0 5 番 5 1 3 1 番

三条北緑地	〃	三条町40番20
翠ヶ丘緑地	〃	翠ヶ丘町26番37
翠ヶ丘南緑地	〃	翠ヶ丘町36番2
翠ヶ丘東緑地	〃	翠ヶ丘町77番2
松ノ内緑地	〃	松ノ内町126番
上宮川緑地	〃	上宮川町1番5
小槌緑地	〃	打出小槌町1番2
宮塚緑地	〃	宮塚町56番29
津知緑地	〃	津知町208番 209番
南宮緑地	〃	南宮町148番3
若宮緑地	〃	若宮町72番2
江尻川緑道	〃	大東町地内
旧防潮堤緑地	〃	大東町76番7～76番9 南宮町地内
	〃	浜町地内 西蔵町地内 呉川町地内
	〃	松浜町地内
浜緑地	〃	浜町144番3
西蔵緑地	〃	西蔵町91番3
伊勢緑地	〃	伊勢町90番9
松浜緑地	〃	松浜町42番8
中央緑道	〃	新浜町1番1 6番2
	〃	高浜町9番 11番2
	〃	若葉町7番
	〃	緑町2番1 8番73
東海岸緑地	〃	浜風町15番43 15番46
高浜緑地	〃	高浜町7番145
西海岸緑地	〃	潮見町10番3 11番66
陽光緑地	〃	陽光町12番 13番
海洋緑地	〃	海洋町1番9
海洋緑道	〃	海洋町4番14 4番15 南浜町1番277

親水緑地	〃	南浜町1番12	海洋町4番6
南緑地	〃	涼風町1番58	1番207 1番208 1番210 1番213 1番327
朝日ヶ丘第1児童遊園	〃	朝日ヶ丘町275番1	
朝日ヶ丘第2児童遊園	〃	朝日ヶ丘町389番2	
朝日ヶ丘第3児童遊園	〃	朝日ヶ丘町323番2	
山手児童遊園	〃	山手町228番	
山手第2児童遊園	〃	山手町9番11	
山手第3児童遊園	〃	山手町9番14	
岩園児童遊園	〃	岩園町181番3	
岩園第2児童遊園	〃	岩園町5番41	
岩園第3児童遊園	〃	岩園町8番13	
東山児童遊園	〃	東山町259番3	
東芦屋児童遊園	〃	東芦屋町72番3	
東芦屋第2児童遊園	〃	東芦屋町1番10	
翠ヶ丘児童遊園	〃	翠ヶ丘町22番3	
楠児童遊園	〃	楠町17番2	18番1 18番2
川西児童遊園	〃	川西町14番3	
打出児童遊園	〃	打出町75番1	75番2
竹園児童遊園	〃	竹園町50番1	
浜芦屋児童遊園	〃	浜芦屋町76番	76番1
西蔵児童遊園	〃	西蔵町60番11	
呉川児童遊園	〃	呉川町7番3	
呉川第2児童遊園	〃	呉川町82番3	
呉川第3児童遊園	〃	呉川町68番22	
伊勢児童遊園	〃	伊勢町57番5	
松浜児童遊園	〃	松浜町35番30	
朝日ヶ丘広場	〃	朝日ヶ丘町325番1	325番4 325番5

業平ちびつ子広場	〃	業平町 2 9 番 2 9 番 1 2 2 9 番 1 3
若宮健康ひろば	〃	若宮町 4 7 番 5
若宮ちびっこひろば	〃	若宮町 5 9 番 3
若宮 1 番地ひろば	〃	若宮町 6 3 番 2
若宮 8 番地ひろば	〃	若宮町 6 7 番 2 6 8 番 2 6 8 番 3 6 8 番 1 2 6 8 番 1 3
海洋北広場	〃	海洋町 5 番 4 4
海洋南広場	〃	海洋町 5 番 8 3
涼風広場	〃	涼風町 1 番 5 0 5

別表第 2 (第 9 条関係)

(平 1 7 条例 3 9 ・ 平 2 1 条例 3 8 ・ 平 2 4 条例 3 6 ・ 平 2 6 条例 8 ・ 平 2 6 条例 2 8 ・ 平 3 0 条例 4 3 ・ 一部改正)

有料公園施設

都市公園名	施設の名称
芦屋公園	庭球場、会議室及び駐車場
朝日ヶ丘公園	水泳プール
川西運動場	運動場
東浜公園	庭球場
西浜公園	庭球場
芦屋中央公園	野球場、芝生広場及び駐車場
海浜公園	水泳プール及び駐車場
芦屋市総合公園	陸上競技場、第 1 スポーツコート、第 2 スポーツコート、 会議室及び駐車場
南緑地	西駐車場及び東駐車場

別表第 3 (第 9 条の 3 関係)

(平 1 6 条例 3 2 ・ 追加、平 1 7 条例 3 9 ・ 平 2 1 条例 3 8 ・ 平 2 4 条例 3 6 ・ 平 2 6 条例 8 ・ 平 2 6 条例 2 8 ・ 平 2 7 条例 5 2 ・ 平 3 0 条例 4 3 ・ 一部改正)

供用日時

名称		供用日	供用時間	
朝日ヶ丘公園	水泳プール	7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。	
海浜公園	水泳プール	7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日法による休日に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。	
	温水プール	1月5日から1月26日まで。ただし、月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日）を除く。	午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び祝日法による休日に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。	
	駐車場	1月1日から1月31日まで	午前0時から午後12時まで	
川西運動場	運動場	1月5日から1月27日まで	午前9時から午後9時まで	
東浜公園、西浜公園	庭球場	1月5日から1月27日まで	1月から3月まで及び10月から12月まで	4月から9月まで
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後7時まで

芦屋中央公園	野球場	1月5日から1月27日まで	1月、2月及び12月	3月、10月及び11月	4月から9月まで
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで
	芝生広場	第1、第2、第3土曜日、第1、第2、第3日曜日その他大会に必要と認める日	午前9時から午後5時まで		
	駐車場	1月1日から1月31日まで	午前0時から午後12時まで		
芦屋市総合公園	陸上競技場	1月5日から1月27日まで	1月から3月まで及び10月から12月まで		4月から9月まで
			午前9時から午後5時まで		午前9時から午後7時まで
	第1スポーツコート	1月5日から1月27日まで	午前9時から午後9時まで		
	第2スポーツコート	で。ただし、駐車場として使用する時を除く。	午前9時から午後10時まで		
	会議室	1月5日から1月27日まで	午前9時から午後5時まで		
	駐車場	1月1日から1月31日まで	午前0時から午後12時まで		
芦屋公園	庭球場	1月5日から1月27日まで	午前9時から午後9時まで		
	会議室	2月27日まで			
	駐車場	1月1日から1月31日まで	午前0時から午後12時まで		

南緑地	西駐車場、東 駐車場	1月1日から1 2月31日まで	午前0時から午後12時まで
-----	---------------	--------------------	---------------

別表第4（第10条関係）

（平16条例14・一部改正、平16条例32・旧別表第3繰下・一部改正、平17条例39・平18条例15・平19条例36・平21条例38・平22条例11・平24条例18・平24条例36・平26条例8・平26条例28・平27条例52・平29条例35・平30条例43・令元条例13・一部改正）

1 公園施設を設ける場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 46円

2 公園施設を管理する場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 97円

3 有料公園施設を利用する場合

施設の種類		使用区分	使用料		超過料金
川西運動場	運動場	専用	1時間 720円		1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 720円
朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 480円	
			子供（4歳以上小学生以下）	1回券 240円	
		専用	2時間 72,000円（2時間未満は2時間とする。）		1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 36,000円
海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 400円	

			子供（4歳以上小学生以下）	1回券 200円	
		専用	2時間	61,110円（2時間未満は2時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 30,550円
	温水プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 810円	
			子供（4歳以上小学生以下）	1回券 400円	
		回数券（1回）	大人（中学生以上）	8,140円	
			子供（4歳以上小学生以下）	4,070円	
		1月使用券	大人（中学生以上）	6,510円	
			子供（4歳以上小学生以下）	3,250円	
	駐車場	一般	30分までごとに100円（水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内は無料）とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間	610円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 610円
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間	1,830円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。）

					1, 830円	
	駐車場	一般	30分までごとに100円（最初の30分以内は無料）とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。			
芦屋市総合公園	陸上競技場	一般	大人	1回 480円		
			学生（高校生以下）	1回 240円		
	専用	平日 1時間	4,070円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 4,070円		
		日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間	4,880円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 4,880円		
	第1スポーツコート	専用	平日 1時間	500円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 500円	
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間	610円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 610円	
第2スポーツコート	専用	平日 午前9時から正午まで 1時間	2,030円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 2,030円		
		平日 正午から午後6時まで 1時間	5,090円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 5,090円		

			平日 午後6時から午後10時まで 1時間 6,110円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 6,110円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後10時まで 1時間 6,110円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 6,110円
		一般	1人1時間 500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 500円
	会議室	専用	1時間 1,010円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 1,010円
	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回2,030円とする。	
芦屋公園	庭球場	専用	平日 1時間 1,520円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 1,520円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 2,030円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 2,030円
	会議室	専用	1時間 500円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 500円
	駐車場	一般	30分までごとに100円 (庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料) とする。	

			ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
南緑地	西駐車場、 東駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。

備考

- 1 温水プールの回数券の有効期間については、購入日から3月間とする。
- 2 温水プールの1月使用券の有効期間については、購入日から1月間とする。
- 3 3歳児以下は、無料とする。
- 4 陸上競技場を営利、営業等を目的として専用使用するときの使用料は、専用使用料の5倍に相当する額とし、営利、営業等を目的とせず、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するときの使用料は、専用使用料の3倍に相当する額とする。

4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	30分 2,130円 (30分未満は30分とする。)	30分につき 2,130円 (30分未満は30分とする。)
	野球場スコアボード	1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
川西運動場	運動場照明	1時間 50円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 50円 (1時間未満は1時間とする。)
朝日ヶ丘公園	コインロッカー	1回 100円	
海浜公園	コインロッカー	1回 100円	

	ー		
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間 910円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 910円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
	展示用ボード	1式 1日 1,010円 (1日未満は1日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	1時間 500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 500円 (1時間未満は1時間とする。)

5 都市公園を占用する場合

占用物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき 536円
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	1月 1平方メートルにつき 536円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1月 1平方メートルにつき 536円
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき 4,644円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 3,096円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき 2,412円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 1,608円

標柱及び標識類	1月 1本につき 287円
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき 3,444円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき 3,444円
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの 120円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 156円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 240円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 312円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 468円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 624円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,092円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1,548円 外径が1メートル以上のもの 3,096円
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき 3,444円

6 都市公園において行為をする場合

行為	使用料
行商その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 680円
業として行う写真の撮影	1日 1人につき 1,940円
業として行う映画の撮影	1日 1回につき 7,760円
興行その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 50円

○芦屋公園有料公園施設の管理運営に関する要綱

平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋公園有料公園施設の管理運営に関し、芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。）及び芦屋市都市公園条例施行規則（昭和40年芦屋市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平29.4.1・一部改正)

(使用許可条件)

第2条 芦屋公園有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公益又は風紀を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備その他の物件を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 使用者が独占的に利用するおそれがあるとき。
- (4) 市長が定めた使用者の義務及び遵守事項に従わないとき。
- (5) その他市長が管理上不適当と認めたとき。

(平29.4.1・令6.4.1・一部改正)

(使用許可の申請)

第3条 前条の規定により、芦屋公園有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、使用日の前日までに、芦屋公園有料公園施設管理事務所（以下「管理事務所」という。）に、使用許可申請書を提出しなければならない。

- 2 芦屋公園有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、郵送又は窓口での申込みによる申請のほか、あらかじめ管理事務所でインターネット利用登録をした上、インターネットにより申請することができる。
- 3 使用日の2月前の日の属する月に使用許可を申請しようとする者は、使用日の2月前の日の属する月の1日から20日まで（必着）に、郵送又はインターネットによる申請を行い、申請が重複したときは抽選する。
- 4 前項の規定による受付期間終了後、利用申請がない日時については、使用日の1

月前の日の属する月の1日から管理事務所での申込み又はインターネットにより先着順で申請することができる。この場合において、管理事務所による申請の受付時間は、芦屋公園有料公園施設の休業日を除き、午前9時から午後7時までの間とし、インターネットによる申請の受付は、管理事務所による申請の受付開始日の翌日からとする。

5 市又は教育委員会（以下「委員会」という。）が主催して事業又は行事を行うときの申請の受付は、使用日の6月前の日の属する月の1日からとする。

6 特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会加盟団体が全市規模以上の大会を行うときの申請の受付は、使用日の4月前の日の属する月の1日からとする。

7 前各項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、受付期間を問わず申請することができる。

（平29.4.1・令6.4.1・一部改正）

（使用許可）

第4条 市長は、使用の許可を決定したときは、使用許可書を申請者に交付する。

（令6.4.1・一部改正）

（使用許可申請の制限）

第5条 第3条の規定による申請は、1人当たり1日につき4使用区分（1使用区分2時間）までとする。

2 第3条第3項の規定による申請は、同項に規定する受付期間中に、管理事務所備付けの往復はがき1枚又はインターネットによる申込み1件までとする。

3 庭球場の使用人数は、1コート当たりおおむね8人とする。

（平29.4.1・一部改正）

（使用料）

第6条 使用者は、芦屋公園有料公園施設を使用するときは、使用許可書を持参し、管理事務所で使用料を納付しなければならない。

2 納入された使用料は、還付しない。ただし、雨天等により使用できない場合は、この限りでない。

（平29.4.1・一部改正）

（使用料の減免）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の3割の額を免除することができる。

- (1) 市又は委員会が主催して事業又は行事を行うとき。
- (2) 芦屋市テニス協会、芦屋市ソフトテニス協会又は芦屋国際ローンテニスクラブが全市規模以上の大会を行うとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(平29.4.1・令2.4.1・令6.4.1・一部改正)

(使用の変更等)

第8条 使用者は、使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の1週間前までに限り、管理事務所において申請するほか、インターネットにより申請することができる。ただし、インターネットにより申請することができるのは、第3条第4項の規定による申請を行った場合に限る。

2 雨天等によるコート使用の可否の判断は、管理事務所で行う。

(平29.4.1・一部改正)

(使用者の義務及び遵守事項)

第9条 芦屋公園有料公園施設の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 庭球場の使用者は、運動のできる服装で、テニス用運動靴を着用すること。
- (2) 使用者は、使用許可書を必ず持参し、担当者に提示を求められたときは、提示すること。
- (3) 施設の使用後は、使用許可時間内に整備等を行うこと。
- (4) 使用する施設の入場人員は、収容人員を超えないこと。
- (5) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙などをしないこと。
- (7) 許可を受けた附属設備等以外の附属設備等を使用しないこと。
- (8) 許可を受けないで附属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (9) 指定された場所以外で飲食しないこと。
- (10) その他関係職員の指示に従うこと。

(平29. 4. 1・一部改正)

(責任者の設置)

第10条 使用者は、テニスコート等の使用に関し、責任者を置かなければならない。

(平29. 4. 1・一部改正)

(使用权の譲渡、転貸の禁止)

第11条 使用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用权を他に譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(事故責任)

第12条 使用中に発生した事故は、施設又は設備の不備に基づくものを除き、全て使用者の責任とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、使用中に施設又は設備を故意又は過失により、破損又は滅失したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(休業日)

第14条 条例で定める日のほか、施設の整備、補修等のため、市長が定める日は、休業日とする。

(平29. 4. 1・令6. 4. 1・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第15条 条例第15条第1項の規定により、芦屋公園有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第2条、第3条、第4条、第6条、第7条及び第14条の規定の適用については、第2条中「市長の許可」とあるのは「指定管理者の許可」と、第3条第7項及び第14条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(平29. 4. 1・令6. 4. 1・一部改正)

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、インターネットによる申

請に係る部分については、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○芦屋市都市公園条例施行規則

昭和40年7月27日

規則第16号

注 平成15年6月5日規則第36号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。）の実施のための手続及び技術的基準その他必要な事項を定めるものとする。

(平25規則12・一部改正)

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第1条の2 条例第2条の3ただし書の規則で定める特別の場合及び規則で定める割合は、次のとおりとする。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の3本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として条例第2条の3本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして令第6条第1項第2号イに規定する国土交通省令で定める建築物

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指

定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない休憩所その他の高い開放性を有する建築物として令第6条第1項第3号に規定する国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の3本文又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として条例第2条の3本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（平25規則12・追加）

（公園施設の設置等の許可の申請書）

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は第6条第2項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の各許可事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第2号）によらなければならない。

（平17規則5・一部改正）

（行為及び有料公園施設利用の許可の申請書）

第3条 条例第4条第2項又は第9条の2第1項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第3号又は様式第3号の2）を提出しなければならない。

2 有料公園施設使用の許可申請の受付は、次のとおりとする。

(1) 野球場、運動場、庭球場及び芝生広場については、使用日の属する月の前々月の1日から芦屋市立体育館・青少年センターで受付する。ただし、受付開始日が芦屋市立体育館・青少年センターの休館日のときはその翌日とする。

(2) 芦屋市総合公園の有料公園施設については、使用日の属する前々月の1日から芦屋市総合公園管理事務所で受付する。ただし、受付開始日が有料公園施設とし

て供用しない日のときはその日以降の最初の供用日とする。

3 使用許可申請が重複した時は、抽選により、使用者を決定する。

4 第1項の許可事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第4号又は様式第4号の2）によらなければならない。

（平18規則21・一部改正）

（許可申請書の附属図書）

第4条 条例第4条第2項の許可申請書に添付すべき図書は、次のとおりとする。

(1) 位置図、平面図、横断面図、実測求積図及び工作物構造図

(2) 設計書、仕様書及び都市公園復旧経費見積書

2 市長は、必要に応じて前項に掲げるもののほか更に図書を提出させ、又は省略させることができる。

第5条 削除

（平17規則5）

（届出）

第6条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項の許可を受けた者が、それを更新しようとするときは、期間満了の1月前までに条例で定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 法第5条第1項若しくは法第6条第1項又は条例第4条第1項の許可を受けた者は、その氏名を改め、又はその住所を変更したときは、10日以内にその旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（平17規則5・平18規則21・一部改正）

（許可書）

第7条 市長は、法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又は条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の規定による申請事項を許可したときは、許可書（様式第5号又は第5号の2）を交付する。

2 有料公園施設の一般利用の場合においては、前項の規定にかかわらず許可書に加え、入場券及び駐車券を交付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、常に当該許可を証することができるよう許可書を保持しなければならない。

(平17規則5・一部改正)

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定による申請事項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の徴収)

第9条 条例第10条に規定する使用料は、当該許可の際に徴収する。ただし、使用期間が1年を超える場合にあつては、年度ごとに分割し、初年度分は当該許可の際に、次年度以降の分は各年度初めに徴収する。

2 特に市長が必要と認めるときは、使用料を分割し、又は納付期限を延長することができる。

3 市長は、入場券、駐車券及びコインロッカーを使用する場合を除き使用料を徴収しようとするときは、所定の納付書により行うものとする。

(平18規則21・一部改正)

(駐車場使用料の上限額等)

第9条の2 海浜公園、芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場を使用する場合の条例別表第4 3有料公園施設を使用する場合の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 海浜公園 600円

(2) 芦屋中央公園 700円

(3) 芦屋公園 600円

2 前項に規定する駐車場を午前8時の前後を引き続いて使用する場合において、午前8時までの駐車場の使用料の額が条例別表第4 3有料公園施設を使用する場合の表で定める上限額に達している場合の午前8時からの駐車場の使用料の額は、同表のとおりとする。

(平25規則1・追加、平26規則2・平26規則38・一部改正)

(使用料の計算方法)

第10条 第9条の使用料の計算方法は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 年額をもつて定める使用料は、使用の期間に1年未満の端数がある場合は、当

該1年未満の期間を月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数については、1月として計算する。

(2) 月額をもつて定める使用料は、使用の期間に1月未満の端数がある場合は、当該1月未満の期間を1月として計算する。ただし、使用の期間が15日以内の場合は、月額の半額とする。

(3) 時間をもつて定める使用料は使用の時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。

(4) 30分をもつて定める使用料は使用の時間に30分未満の端数がある場合は、30分として計算する。

(5) 面積又は長さをもつて定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。

2 次条ただし書の場合においては、既納の使用料は、他日における使用料に充当することができる。

(平25規則1・一部改正)

(使用料の不還等)

第11条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由によつて、許可に係る行為をすることができなくなつた場合、その他市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(工作物等を保管した場合の公示及び閲覧場所)

第11条の2 条例第11条の3第2項に規定する規則で定める場所は、都市政策部都市基盤室道路・公園課とする。

(平17規則5・追加、平19規則20・平25規則25・令4規則66・令5規則76・一部改正)

(工作物等を売却する方法)

第11条の3 条例第11条の5に規定する規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等(条例第11条の2に規定する工作物等をいう。以下同じ。)その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項の規定にかかわらず、工作物等のうち自転車及び原動機付自転車を売却する

場合の方法は、芦屋市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年芦屋市条例第28号）の規定により保管した自転車及び原動機付自転車を処分する場合の例による。

（平17規則5・追加）

第11条の4 市長は、前条第1項の規定による競争入札のうち、一般競争入札に付そうとするときは、その旨を当該入札の日の前日から起算して少なくとも10日前（急を要する場合においては、5日前）までに、次に掲げる事項を掲示し、又はこれに準ずる方法で公示するものとする。

- (1) 当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前条第1項の規定による競争入札のうち、指名競争入札に付そうとするときは、前項に準ずる事項をあらかじめ通知するものとする。

3 市長は、前条第1項ただし書の規定による随意契約により売却しようとするときは、2以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（平17規則5・追加）

（工作物等を返還する場合の手続）

第11条の5 条例第11条の6に規定する規則で定める様式は、様式第5号の3とする。

（平17規則5・追加）

（届出の手続）

第12条 条例第12条の規定による届出は、届出書（様式第6号）を提出することにより行うものとする。

（使用料の減免）

第13条 条例第13条に規定するその他市長が必要と認める場合は、次の各号に掲げる有料公園施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。

- (1) 駐車場以外の有料公園施設

- ア 市が主催して事業又は行事を行うとき。
- イ 市立学校園が全校行事を行うとき。
- ウ 市が育成する公共的団体が設立目的遂行のため事業又は行事を行うとき。
- エ その他市長が特に必要と認めるとき。

(2) 駐車場

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が駐車場を利用するとき。ただし、当該駐車場を設置する都市公園の有料公園施設を利用する場合に限る。

イ その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の減免を受けようとする者は、同項第1号の規定による場合にあつてはあらかじめ減免申請書により申請し、同項第2号アの規定による場合にあつては使用する駐車場に隣接する有料公園施設の供用時間内に当該有料公園施設において身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又はこれらの交付を受けていることが確認できる書類等を提示しなければならない。

（平20規則8・全改、平25規則1・令4規則66・一部改正）

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第14条 条例第15条第1項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第7条（条例第9条の2の規定による申請事項を許可したときに限る。）、第9条から第11条まで及び前条の規定の適用については、第7条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、第9条第1項、第9条の2第2項及び第10条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条第2項及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、前条中「条例第13条に規定するその他市長が必要と認める場合は」とあるのは「条例第13条第2項において準用する同条第1項に規定する市長が定めた基準は」とする。

(平18規則21・追加、平25規則1・一部改正)

(補則)

第15条 この規則で定めるほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平18規則21・旧第14条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(既存の規則の廃止)

2 次の規則は、廃止する。

芦屋庭球場設置並びに使用条例施行規則（昭和36年芦屋市規則第12号）

芦屋庭球場運営委員会規則（昭和31年芦屋市規則第2号）

付 則（昭和41年7月2日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年4月9日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年12月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年10月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年6月25日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年10月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月1日規則第38号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成10年4月17日規則第26号）

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成10年10月15日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月25日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第27号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日規則第55号）

この規則は、平成13年10月30日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第19号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月5日規則第36号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年6月10日規則第39号抄）

この規則は、平成15年6月11日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月8日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び別表を削る改正規定は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第21号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第20号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日規則第1号抄）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第25号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第2号抄）

（施行期日等）

1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。

3 芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号。以下「都市公園条例」という。）別表第2有料公園施設の表に規定する駐車場（芦屋市総合公園及び南緑地の駐車場を除く。）を施行日の前日から施行日まで引き続いて使用する場合は、都市公園条例別表第4 3有料公園施設を使用する場合は、表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は、第2条の規定による改正後の芦屋市都市公園条例施行規則第9条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月19日規則第38号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和4年6月7日規則第66号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第76号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式 (省略)